

令和6年第3回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和6年3月26日（火） 13時30分開会
14時54分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 別府 竜人, 中村 みゆき, 瀨崎 健児

■ 欠席委員

教育委員 : 福富 早央里

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	岩林 茂樹
教育総務課主幹兼学校整備係長	東 孝一
教育総務課主査	下川 皓太

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 議案第5号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則及び指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について

- ・ 日程第2 議案第6号 指宿市立図書館条例施行規則及び指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋傘礼条例施行規則の一部改正について
 - ・ 日程第3 議案第7号 指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について
 - ・ 日程第4 議案第8号 指宿市教職員訓告措置審査委員会設置規程の一部改正について
 - ・ 日程第5 議案第9号 西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画の策定について
 - ・ 日程第6 議案第10号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
 - ・ 日程第7 議案第11号 令和6年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について
 - ・ 日程第8 議案第12号 指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - ・ 日程第9 議案第13号 教育委員会事務局等の職員の任免について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和6年第3回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、福富委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、臨時会及び前回定例会の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和6年第1回指宿市教育委員会臨時会及び令和6年第2回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、臨時会及び前回定例会の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、濱崎委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目、2 項目目、3 項目目でございます。

3月1日、指宿市立指宿商業高等学校第76回卒業式に出席してまいりました。150人の卒業生が、3年間の思いを胸に卒業式に臨んでおりました。

14時から、第1回指宿市地域部活動推進協議会がございました。地域移行を推進する大本の協議会ではありますが、この協議会の中で、建設的なご意見をいただきました。

16時から、歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールにおきまして、柳田小学校1年生の泊明輝さんが、文部科学大臣賞の受賞を受け、表敬訪問がございました。とても素晴らしいことだと感動したところでございます。

4 項目目でございます。

3月3日、7時半から「発見！いぶ好き探検隊～開聞岳への挑戦～」に参加してまいりました。申込者、スタッフ合わせて約100名で登山を楽しみました。私も参加しましたが、改めて開聞岳のすばらしさを実感したところでございます。登山後は、地域女性連の方々によるカレーの振る舞いが行われ、全員で美味しく頂いたところでございます。

5 項目目でございます。

3月12日、指宿市立北指宿中学校の卒業式に参加してまいりました。卒業生106人の堂々と入場する姿が印象的でした。4月からは、希望した高等学校へと旅立ちます。健康に気を付けて、頑張ってくださいと思います。

6 項目目でございます。

3月13日、指宿法人会女性部より、雑巾の贈呈がございました。市内全小学校、中学校に手作りの雑巾の贈呈がありました。大事に使わせていただきたいと思います。

7 項目目でございます。

令和6年第1回指宿市議会定例会がございました。3月14日、15日が一般質問、25日が本会議で、委員長報告及び表決がございました。

8 項目目でございます。

3月19日、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会総会におきまして、解散式がございました。スポーツ振興課をはじめ、長きにわたってスタッフの方々が一生涯懸命された大会でした。労いたいと思います。

9 項目目でございます。

3月22日、指宿市立柳田小学校の卒業式に参加してまいりました。63人の卒業生が凜とした姿で入場し、6年間の思いを胸に涙する姿を見て感動したところでございます。4月からは北指宿中学校、南指宿中学校に入学します。目標を掲げ頑張ってくださいと思います。告辞を読ませていただきました。

今月は、各小学校、中学校で卒業式がございましたが、教育委員の皆様にも告辞を読んでいただき本当にありがとうございました。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第9、議案第13号については、教育委員会事務局等の職員の任免に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第5号、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則及び指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1、議案第5号、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則及び指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則及び指宿市立市民会館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、山川文化ホールを廃止し、大ホールや会議室等の施設を山川庁舎の一部として管理することになるため、これらの規則の所要の改正をしようとするものであります。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたします。

(上園課長)

それでは、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則及び指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の7ページをご覧ください。

第35条第1項の表中、山川文化ホールの項を削除しようとするものです。

次に、指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の9ページをご覧ください。

まず、第6条中、条例別表第1及び条例別表第2を条例別表に、別表第1及び別表第2を別表に、第7条第1項中、条例別表第1及び条例別表第2を条例別表に改めようとするものです。

次に、第8条第1項第1号から第7号までの規定中、条例別表第1又は条例別表第2を条例別表に改めようとするものです。

次に、別表第1を別表に改め、別表第2を削除しようとするものです。

資料の14ページをご覧ください。

第1号様式、市民会館使用許可申請書についてご説明いたします。

様式3段目、使用施設欄から、指宿と山川の区分と、山川分の施設名称を削除し、様式8段目、使用料欄から、C、D、Eの列を削除しようとするものです。

資料の15ページをご覧ください。

第2号様式、市民会館使用許可書についてご説明いたします。

様式3段目、使用施設欄から、指宿と山川の区分と、山川分の施設名称を削除しようとするものです。

資料の16ページをご覧ください。

第3号様式、市民会館使用許可変更・使用許可取消し・特別設備等許可申請書についてご説明いたします。

様式5段目、2列目の使用施設欄から、指宿と山川の区分を削除しようとするものです。

資料の17ページをご覧ください。

次に、第4号様式、市民会館使用料減免申請書についてご説明いたします。

様式3段目、使用施設及び附属設備欄から、指宿と山川の区分を削除しようとするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1、議案第5号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第1、議案第5号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2、議案第6号、指宿市立図書館条例施行規則及び指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，議案第6号，指宿市立図書館条例施行規則及び指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の18ページをご覧ください。

指宿市立図書館条例施行規則及び指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めます。

本案は，使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき，原則5年ごとに使用料等の見直しを行うこととされていることから，図書館の使用料及び時遊館COCCOはしむれの特別観覧料等の改正を行うため，これらの規則の所要の改正をしようとするものであります。

詳細につきましては，生涯学習課長が説明いたします。

(上園課長)

それでは，改正の概要について，ご説明申し上げます。

資料の19ページをご覧ください。併せて21ページからの新旧対照表もご参照ください。

初めに，指宿市立図書館条例施行規則の一部改正についてご説明します。

第20条多目的ホールの使用料（1時間当たり）を1,460円から1,890円にしようとするものであります。

なお，附則において，施行期日を令和6年10月1日とし，経過措置として，施行の日以後の使用に関する使用料について適用し，同日前の使用に係る使用料については，なお従前の例によることとしております。

続きまして，指宿市考古学博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則の一部改正について説明いたします。

まず，別表の年間パスポートについて，大人の観覧料820円を1,060円に，小人の観覧料410円を530円にしようとするものであります。

次に，企画展について，大人の観覧料200円を260円に，小人の観覧料100円を130円にしようとするものであります。

次に，企画展の下に新たに企画展（観覧料込み）を追加し，大人の観覧料を600円，高校生・大学生の観覧料を500円，小人（小・中学生）の観覧料を300円とするものであります。この企画展（観覧料込み）とは，行政サービスの向上と常設展示室及び企画展の利用促進を図ることを目的として，入館者が常設展示室と企画展の両方を同日に観覧する際に負担感が生じないようにするため，新たにセット料金として追加しようとするものであります。

なお，附則において，施行期日を令和6年10月1日とし，経過措置として，施行の日以後の特別観覧料等について適用し，同日前の特別観覧料等については，なお従前の例によることとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

22ページの企画展観覧料込みの部分ですが、こちらは団体割等はないのでしょうか。

(上蘭課長)

企画展の観覧料につきましては、団体割引は設定していないところです。

(中村委員)

ありがとうございます。もし、そういうものがあれば利用も増えていくと思いますので、今後、検討していただけたらと思います。

(濱崎委員)

使用料等が大体3割ほどの値上げとなっておりますが、こちらはもう少し段階的に上げていくことはできなかったのでしょうか。

(上蘭課長)

料金の改定につきましては、市全体で3割程度の引き上げと統一されておりましたので、この金額で設定させていただいております。

(紺屋部長)

5年に1回というスパンがあるので、3割程度の値上げとなっております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第6号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第6号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3、議案第7号、指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3、議案第7号、指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の23ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校学則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

本案は、入学の際に提出する誓約書に保証人の署名を求めていましたが、民法の改正により、保証人に補完的な財産上の責任を求める場合は、誓約書に限度額の記載が必要であり、身分上の保証のみを求める場合は、保証人という名称を使用することは適切でないこと、また、多様な家庭状況への配慮の必要性を踏まえ、誓約書の内容を見直し、誓約書への保証人の記載を不要としたいので、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、27ページをご覧ください。

まず、第18条及び第19条に規定する保証人に係る文言を削除します。

28ページをご覧ください。

右側が改正後の誓約書ですが、誓約書の文章を改め、保証人の欄を削除しようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第7号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3、議案第7号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、議案第8号、指宿市教職員訓告措置審査委員会設置規程の一部改正について

を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4，議案第8号，指宿市教職員訓告措置審査委員会設置規程の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の29ページをご覧ください。

指宿市教職員訓告措置審査委員会設置規程の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市教職員訓告措置審査委員会とは，指宿市立高等学校に勤務する教員及び公立小中学校に勤務する県費負担教職員の訓告措置を審査する委員会であります。

本案は，令和6年第2回教育委員会定例会において可決された，指宿市立高等学校職員の懲戒審査委員会設置規程における委員の表記と，指宿市教職員訓告措置審査委員会設置規程の表記が異なっていることから，整合を図るため，この規程の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては，新旧対照表でご説明いたしますので，31ページをご覧ください。

第3条に規定する委員長，副委員長及び委員を，委員等にまとめた表記に改め，これにより第5条に規定する文言を，委員等に改めようとするものであります。

なお，附則において，この規程は令和6年3月27日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第8号については，提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第4，議案第8号は，提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に，日程第5，議案第9号，西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画の策定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程5，議案第9号，西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画の策定について，提案のご説明を申し上げます。

資料の32ページをご覧ください。

西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画を別冊のとおり策定することについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第20号の規定により，教育委員会の議決を求めらるるのであります。

本案は，令和3年9月に策定した第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針に基づき，中学校再編の第1弾として，西指宿中学校を北指宿中学校に統合するための西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画を定め，教育委員会としての，学校統合に関わる基本的な考え方，方向性等を示そうとするものであります。

計画の主な内容につきましては，教育総務課長が説明いたします。

(上村課長)

それでは，計画の主な内容について，ご説明申し上げます。

まず，この西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画の作成に至るまでの経緯を申し上げます。

学校統合基本計画については，教育委員会から住民への提案として，令和5年第11回定例会において，西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）を作成し，これに基づきアンケートや住民説明会，パブリック・コメントを行ってまいりました。

アンケートにつきましては，西指宿中学校及び北指宿中学校区の未就学児から中学生の保護者の全世帯と，保護者以外の15歳以上である当該校区の地域住民の中から無作為に抽出した600人を対象に実施いたしました。

これらのアンケート結果では，保護者，地域住民共に88%の方から学校統合基本計画（案）のとおり，中学校統合を進めてほしいという回答をいただいたところでございます。

住民説明会につきましては，5つの小学校区ごとに，小中学生の保護者を対象にした説明会と，それ以外の地域住民を対象とした説明会を，合計10か所で行いました。

パブリック・コメントにつきましては，市のパブリック・コメント制度に基づき，学校統合基本計画（案）を市民等に公表し，市民等から意見を求めたところであります。

これらのアンケートや住民説明会において出された意見を参考に，学校統合基本計画の最終案を作成し，3月6日に開催した第2回西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会において，この最終案で承認いただきましたので，今回，教育委員会としての西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画の策定を提案するところであります。

学校統合基本計画の内容につきましては，令和5年第11回定例会の学校統合基本計画（案）の提案の際にご説明いたしましたので割愛させていただき，学校統合基本計画（案）から変更になった部分についてご説明いたします。

まず、パブリック・コメントに係る西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）に関する意見等及び当該意見等に対する教育委員会の考え方についてご説明いたしますので、議案第9号、資料1をご覧ください。

パブリック・コメントにより提出された意見は、1名の方から4つの意見等ございました。

1つ目の意見等は、表紙の令和5年11月の部分で、提出された意見は、表紙にある令和5年11月という年月表記は、今後の取扱いはどうなるかというものでした。

これに対する教育委員会の考え方は、計画が教育委員会において、承認された年月に変更しますとしております。

2つ目の意見等は、6ページ及び7ページの（4）保護者や地域の方の考え方や意見（アンケート結果概要）の部分で、アンケートの対象者は保護者や地域住民という大人であり、もう少し生徒ファーストの視点があってもよろしいのではと思いますというものでした。

これに対する教育委員会の考え方は、学校統合の賛否ではなく、統合するとき参考になるような内容について、中学生及び教職員を対象としたアンケートを実施したところです。今後子供たちのことを1番に考えて進めていきたいと考えていますとしております。

3つ目の意見等は、9ページの（2）通学方法の部分で、通学の安全が確保される限りにおいて、西指宿中学校区域の生徒は本人の希望により2～3年生あるいは日の長い夏場などは、電動補助自転車の使用を認める。

また、電動補助自転車の購入には補助をするなど、居住場所での不利益が生じないような施策を併せて盛り込んだ計画としておく必要はないかというものでした。

これに対する教育委員会の考え方は、西指宿中学校区全体の道路状況を考慮し、通学の安全を確保するためにスクールバスでの通学を提案しています。遠距離の自転車通学に対して指宿市遠距離通学費補助金交付要綱により補助をしていますが、自転車通学を認めるかについては、今後検討することになると考えていますとしております。

4つ目の意見等も（2）通学方法の部分で、現（案）では、対象者は西指宿中学校区に居住する全ての生徒、運行時間等は学校統合が正式に決定後、協議、決定とあります。北指宿中学校では多くの部活動が活動しているにもかかわらず、通学方法がスクールバスしかなければ、生徒が部活を続けたい夕方の時間帯であっても、その生徒は途中で中断せざるを得ません。

また、スクールバスの運行時間帯によっては、部活動への参加すら困難になるかもしれません。部活動は、中学生にとってそれを通じた学びはもちろん、心身の健やかな成長や仲間づくりなどにおいて極めて有用と思いますというものでした。

これに対する教育委員会の考え方は、計画（案）では、運行本数が決定しているような記述になっていたため、教育活動の一環である部活動にもしっかり対応できるようにしたいと考えています。いただいたご意見を参考に、スクールバスの運行本数について、状況により調整できるように変更しますとしております。

なお、このパブリック・コメントで出された意見等及びこれに対する教育委員会の考え方については、この内容でよろしければ、後日、市のホームページに掲載することにより公表いたします。

次に、説明会及びアンケートにおける計画（案）に対する意見要望への対応方針について、説明いたしますので、議案第9号、資料2をご覧ください。

意見、要望を取りまとめておりますが、学校統合基本計画（案）を変更するものについて説明いたします。

まず、下から3番目の意見で、対象ページは9ページ、部活動をする生徒のスクールバス登下校について、しっかり対応してほしいというものです。

教育総務課の考え方としては、計画（案）で運行本数が決定しているような記述になっていたため、追記して対応できるようにしますとしており、計画（案）での対応としては、運行本数について調整できるように変更するとしました。

裏面の2ページをご覧ください。

上から4番目の意見で、対象ページは12ページ、仮設校舎にも暑さ寒さ対策のため、空調設備を設置してほしいというものです。

教育総務課の考え方としては、計画（案）では、仮設教室に空調設備を設置する記述がなかったため対応できるように変更しますとしており、計画（案）での対応としては、仮設校舎に空調設備を設置するよう追記するとしました。

これら以外の意見についての、教育総務課の考え方はお示しのとおりであり、計画（案）での対応については、変更なしとしました。

次に、ただいま説明しましたパブリック・コメントにおいて出された意見等と、再編協議会において出された意見を参考に、また、字句の見直しにより、学校統合基本計画（案）から変更した部分についてご説明いたしますので、議案第9号、資料3をご覧ください。

お配りしてあります、別冊、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画は、変更部分を反映させたもので作成しておりますので、併せてご参照いただければと思います。

資料3は、学校統合基本計画（案）の変更した部分について、変更箇所、変更前、変更後として掲載しております。

まず、表紙です。変更前は、令和5年11月としておりましたが、令和6年3月に変更しております。

次は、目次、第2章（1）です。

変更前は学校施設であったものを、計画の記載に合わせまして、学校施設等に変更しております。

次も、目次で、第4章です。

（1）から（3）と、それに対するページ数について、計画の中に西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）に関するアンケート結果を掲載したことにより、それぞれ変更しております。

次は、1ページの第1章、計画の背景・目的です。

本市の中で最も生徒数の少ないと記載しておりましたが、再編協議会での意見として、削除したほうが良いという意見があり、削除しております。

また、追加として、教育委員会は、この学校統合の内容として西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画を定め、学校統合に関わる基本的な考え方、方向性等を示すものを追記しております。

資料3の次のページをご覧ください。

2ページ、3ページに掲載してある建物状況の表です。それぞれの表に小計としておりましたが、合計に変更しております。

次は、9ページの(2)通学方法、②現西指宿中学校区の生徒の項目です。

スクールバスの導入の項目のうち、運行本数の部分で、変更前は下校時2便とする、下校時1便とするとしておりましたが、下校時2便を基本とする、下校時1便を基本とするに変更しております。

また、※印で、運行本数は、部活動や図書室利用などの状況により調整するを追加で記載しております。

また、その他の部分で、停留場所などついてとなっていたものを、停留場所などについてに修正しました。

次は、12ページの⑥仮設教室の計画の項目です。

生徒や教職員が、安心して利用できるような設備とするを、空調設備を整備し、生徒や教職員が、快適で安心して利用できるような設備とするに変更しております。

資料3の次のページをご覧ください。

次は、13ページの(5)学校統合までの流れの項目です。

13ページに、学校統合までの流れをフローチャートで掲載しておりますが、1番上の枠のアンケートや説明会等での意見を計画に反映の次に(令和5年度中)と記載しておりましたが、これを削除しております。

次は、14ページの第4章巻末資料です。

巻末資料の最初に、(1)西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画(案)に関するアンケート結果を1ページ追加して掲載しております。

最後に、15ページ以降ですが、14ページにアンケート結果を掲載したことにより、項目の番号とページ番号を変更しております。

以上が、計画(案)の変更内容であります。

本日は、この変更内容を反映させた西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画でよろしいか、ご審議賜りたいと思います。

今後の流れですが、この学校統合基本計画で承認していただきましたら、この定例会の終了後、総合教育会議を開催し、市長との意見交換を行います。

その後は、学校統合基本計画を市のホームページや、中学校再編だよりにより、市民への周知を図りたいと考えております。

また、4月から5月にかけて、教育委員会として策定した西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画として、住民説明会の開催を予定しております。

説明会については、小学校区単位で保護者と地域住民を別日程で開催する予定としており、要望に応じ、出前説明会の開催も予定しております。

学校統合に向けた詳細については、再編協議会において協議を行っていく予定としております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5，議案第9号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5，議案第9号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6，議案第10号，指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第6，議案第10号，指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案のご説明を申し上げます。

資料の33ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊の議案第10号，資料2の6ページをご覧ください。

最後のページです。下の方に、外部評価委員会設置の根拠法令であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条を抜粋しております。

第26条第1項において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

このことから、指宿市教育委員会では平成21年度から事務事業評価制度を導入しており、本年度は2つの事業の点検・評価を行っております。

評価方法につきましては、事務事業に対して担当課が自己評価したものについて、5名の外部評価委員から意見・提言等をいただいております。これに基づき最終的に教育委員会で今後の事務の展開を判断していただき、その結果を踏まえ翌年度以降の事務事業に反映していくものであります。

点検・評価を行った事業につきましては、各担当課長が説明いたします。

(山下課長)

それでは、学校教育課の評価対象事業について、提案のご説明を申し上げます。

資料の34ページの事務事業の点検・評価の内容及び結果と併せまして、別冊の議案第10号資料1の事務事業評価シートと、議案第10号資料2の外部評価委員の意見・提言について説明させていただきます。

まず初めに、資料1の1ページをご覧ください。

学校教育課の評価対象事業の事務事業名は、外国語活動支援員（AEA）派遣事業であります。この事務事業は、外国語活動支援員及び指宿市英語教室イー・ビレッジの活動について、評価を行うものであります。

表の中ほどにあります、1、事務事業の実施の項目をご覧ください。

まず、目的です。目的は、指宿市内小中学生を対象に、外国語活動における学習内容や指導法の充実を図り、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質及び能力の育成を図るとしてあります。

次に、手段です。手段は、外国語活動支援員が、小学校における外国語活動授業の指導支援、英語教材の作成を行います。

また、英語教室イー・ビレッジを開催し、児童生徒の英語でのコミュニケーション能力や、スピーキング、ヒアリング能力を高めるとともに、英語学習への意欲喚起を行います。

次に、活動指標です。基本的な活動指標は、小学校における外国語活動授業の指導の充実と、児童生徒が楽しみながら、英語によるコミュニケーション能力を高められる講座を開催することとしております。

次に、成果指標です。成果といたしましては、3人の外国語活動支援員を市内全小学校に配置し、外国語活動授業においては、担任とティームティーチングで授業を行い、授業の充実を努め、児童の外国語学習への意欲や学力向上に貢献しております。

また、英語教室イー・ビレッジにおいては、児童生徒・保護者からのニーズは非常に高く、アンケートによると、児童の英語に対する興味、関心が向上しています。

次に、今後の活動展開及び波及効果です。小学校低学年から、英語学習に触れる機会を増やすことで、英語学習への意欲喚起を行うとともに、英語によるコミュニケーション能力やスピーキング、ヒアリング能力を高めます。

また、小学校における外国語活動の充実は、中学校の英語学習へとつながり、中学生の英語力向上も期待できます。

事業費の推移については、令和3年度から令和5年度までお示しのとおりとなっております。

次のページをご覧ください。

2、事務事業の評価の項目です。

まず、(1)の妥当性につきましては、妥当で、義務的要素は全部としております。

次に、(2)の効率性につきましては、効率的で、コスト削減余地は、削減の余地はないとしております。

次に、(3)の有効性につきましては、有効で、成果指標値の達成状況は、達成としております。判断の理由・根拠につきましては、それぞれの項目ごとにお示しのとおりでございます。

次に、事務事業の改革・改善の方向性の項目です。

まず、一次評価ですが、一次評価は担当課長の評価であります。

①の今後の改革・改善の方向性は、見直しの上で継続とし、その右の今後の方針は、拡大としました。

②にその理由を記載しておりますが、外国語活動授業の充実に努め、児童の学力向上に貢献しており、小学校においては、担任が外国語活動支援員と授業を行うことにより、外国語の指導力の向上が期待できております。英語教室イー・ビレッジにおいては、アンケートによると、児童生徒・保護者のニーズが高く、恒例行事となっており、今後もその成果が期待できております。より充実した事務事業としていくため、外国語活動授業の指導支援とイー・ビレッジを別予算とする必要があるとしました。

③の改革・改善の内容は、児童生徒が楽しんで外国語を学ぶことができる英語教室を企画し、児童生徒の参加者を増やす、英語学習への意欲向上及び英語力育成の機会とする、参加者の増加に伴う予算を確保するとしました。

この一次評価に基づき、外部評価委員会を開催しましたところ、①小・中・高の児童生徒同士が世代を超えて教え合えるスタイルについて、②事業関連予算について、③事業内容について、④事業効果の検証についての4つのご意見をいただき、対応策について回答したところでございます。

議案の34ページをご覧ください。

外部評価委員からのご意見を受けて、その結果、2の観点別評価の妥当性、効率性、有効性の全てを妥当としております。

3の評価の結果としましては、小学校での外国語活動授業においては、担任と外国語活動支援員がチームティーチングで授業を行い、児童の学力向上に努めている。

また、指宿市英語教室、イー・ビレッジでは、児童生徒が外国語活動や外国語の学習をより身近に感じ、楽しみながら英会話に親しむことができ、毎年、定員以上の応募がある。よって、本事業は効果的である。今後、英語教室においては、周知方法の改善や広報活動を充実させることで、参加者の増加を目指すとともに、高校生ボランティアスタッフ増員確保に関する予算確保に努めるとしてまいります。

また、翌年度の事業計画としましては、小学校での外国語授業においては、児童にとって魅力のある楽しい授業になっているか、学級担任と協力して、よりよい授業になっているかなどの視点で、担当指導主事が定期的に授業参観を行い、改善点を指導しております。

また、英語教室においては、日常生活に密着した題材や、指宿や鹿児島に関する題材を設定し、児童生徒にとってより魅力ある内容に改善する。さらに、ボランティアスタッフの増員を目指すとともに、周知、広報活動を充実させ、さらなる参加者の増加に努めるとしてまいります。

以上で、学校教育課の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(上園課長)

それでは、生涯学習課の評価対象事業について、ご説明いたします。

34ページの事務事業の点検・評価の内容及び結果と併せまして、資料1、事務事業評価シートと、外部評価委員の意見・提言の資料で説明させていただきます。

資料1の4ページをご覧ください。

まず、1. 事務事業の実施についてでございますが、生涯学習課の評価対象とした事務事業名は、文化財保護事業でございます。

事業の目的は、指宿まるごと博物館構想に基づき、市民共有の財産である文化財の適切な保護に努め、より多くの市民が歴史と文化に親しみ、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう、郷土教育への活用を図るものであります。

手段としましては、一般市民、指定文化財等の所有者又は文化財管理団体、及び指定文化財を管理する自治会等が実施する歴史文化に関する学習やまち歩きなどにおいて、文化財の由来や所在地などが分かるように、文化財の説明看板や現地までの案内看板等を整備するものであります。

活動指標としまして、指定文化財の説明看板、矢印看板及び標柱の改修・新設又は移設のために実施する事業に対して、予算の範囲で委託料を支出いたします。

成果指標としましては、事業件数が、令和2年度は3件で11万円、令和3年度は2件で9万7,900円、令和4年度が2件で9万5,700円となっております。

今後の活動展開及び波及効果としましては、市民や観光客に対し、指宿市の歴史文化や指定文化財の由来などの情報発信や所在地の周知を図ることができるとともに、地域に存在する指定文化財の保存・維持管理に繋げてまいります。

また、地域のイベントでまち歩きを行う際などに活用することで、文化財の保存・活用に対する機運向上と学習機会の創設、郷土愛の醸成、文化財を核とした人づくり・まちづくりを推進することができるとしております。

事業費の推移としまして、令和3年度及び令和4年度の決算額は先ほどの説明のとおりであります。令和5年度の決算見込額は、2件で9万6,800円であります。

5ページをご覧ください。

2. 事務事業の評価についてでございます。

(1) 妥当性につきましては、妥当で、義務的要素は全部と判断しております。

(2) 効率性につきましては、概ね効率的で、コストの削減余地はないと判断しております。

(3) 有効性につきましては、概ね有効ですが、成果指標値の達成状況は、ほぼ達成していると判断しております。

判断の理由・根拠につきましては、それぞれ項目ごとにお示ししてありますのでお目通しください。

次に、3. 事務事業の改革・改善の方向性であります。

①今後の改革・改善の方向性は、現状のまま継続とし、今後の方針としましては、拡大といたしました。

この理由としましては、市指定文化財の説明又は案内の看板・標柱について、新設又は立替えが必要な看板・標柱を年度当初の文化財パトロールで確認し、早急に対応が必要なものから立替えなどを実施しておりますが、台風などの災害や人為的な損壊が発生すると被害を受けた看板・標柱が優先され、当初に予定していたものに対応できておりません。

また、看板や標柱の新設・立替えは、市民の共有財産である文化財を知り、学ぶことで文化財の保存・維持管理のみでなく、地域の伝統文化や地域コミュニティの維持、郷土愛の醸成に繋がれることから、予算の削減は行わず、現状のまま継続することといたしました。

③改革・改善の内容といたしましては、年1回の文化財パトロールのほか、指定文化財の見回りを随時行うことで看板・標柱の現状を把握するとともに、地域住民からの情報提供に基づいて早急に確認調査を行い、真に早急に立替えや新設が必要な看板・標柱であるかを見極めていきます。

また、台風などによる大規模な災害が起きた際は、市の単独災害復旧費などを優先的に活用して看板・標柱の復旧に努めます。立替えや新設された看板・標柱につきましては、地域の方々に情報提供を行い、地域でのまち歩きや観光客が文化財の見学に来た際などに活用してもらうよう働きかけて参ります。

また、令和6年度に文化庁の承認を得る予定の指宿市文化財保存活用地域計画において、看板等設置は今後も引き続き取り組むべき事業として記載するとともに、国庫補助事業等で看板等の修繕・新設・移設に活用できるものを調査し、その利活用を検討するといったしました。

ここで、資料2の3ページ及び4ページをご覧ください。

この1次評価に基づき、開催いたしました外部評価委員会では、①市民の理解や全国などからの協力を得て保護に努めてもらいたい、②表示の工夫について、③ラミネートしたQRコードを看板に貼り付けるのは如何か、④数年前に着手した看板と今年度着手した看板がデザインや材質、施工方法など総合的な調和が取れていないということがないように、できるならば点検して候補として挙げられたものを一括して事業実施できるよう、予算額はもちろん事業量の拡大が有効ではないか、⑤看板に通し番号を付して、関連するパンフや資料等と照合できるようにするとか、スマホやタブレットでの読み取りコード等を付して解説文が見聞きできたり、他の施策と連携することで、文化財への関心の入口が広がるのではないか、⑥チーム指宿として他課からも、内容によっては市民、民間からも人、物、金、色々な財で調達できれば愛着ある文化財に思えてくるのではないか、⑦限られた予算の中、現在も修繕を必要とする看板等の対応に苦慮されているようであるが、今後も予算の確保に努められたい。また、引き続き、国・県の補助金活用についても検討されたい、⑧今後、看板整備等を実施する際は、外国人観光客にも配慮した外国語表記、耐久性のある素材を使用しての看板設置等を検討されたいの8項目のご意見をいただき、対応策について回答したところでございます。

それでは、議案資料の34ページをご覧ください。

外部評価委員からのご意見を受けまして、2、観点別評価の妥当性・効率性・有効性の全てを妥当としました。

3、評価の結果の評価のまとめ、課題等としましては、看板や標柱の新設・立替えを実施することは、市民の共有財産である文化財を知り、学ぶことで文化財の保存・維持管理のみでなく、地域の伝統文化地域コミュニティの維持、郷土愛の醸成に繋げられることから、指宿市文化財保存活用地域計画の文化庁による承認後、看板設置について活用できる国庫補助金を調査研究するとともに、QRコードを用いた文化財の説明や外国人観光客に対応した英語表記、他課との連携及び看板の素材の選定についても検討していくことで、文化財の保存・維持管理のみならず観光資源としての利活用も図れることから、妥当であるとしたところでございます。

次年度の事業計画につきましては、指宿市文化財保存活用地域計画の文化庁による承認後、国庫補助金の調査研究を行うとともに、枚聞神社に設置している看板など、早急に修繕が必要な看板を精査して、予算の範囲内で立替え等を実施していくとしたところでございます。

以上で、生涯学習課の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

感想になりますが、外国語活動支援員の派遣事業に関して、コロナ禍後、姉妹都市のオーストラリアのロックハンプトンとの交換留学等もなくなってしまったので、今後も外国語に触れる活動機会を、更に充実させていってほしいなと思います。

(別府職務管理者)

評価についての意見はないのですが、この事務事業評価シートそのものが、コストの削減余地がある、ない、ある程度あるという形になっていて、効率性のことだけ見ると、新たに良いものだけには予算をつけていこうという消極的なものに映ってしまいます。

外国語の評価の中では、予算を少し増やしたほうが良いという評価も挙がっていますが、こういったことに対して、事業評価が予算確保のほうに反映されていくのか、この事業シートだけ見るとそういう感じがしないのですが、そこはどうなのでしょう。

(上村課長)

教育委員会として本音を申し上げますと、予算をつけたいと思いつつ、この評価を行っているところでございます。事業化としてはそう思いつつも、市の基本的な考え方、財政再建ということもあり、こういった評価をしてしまうものですから、どうしてもやはり消極的な感じになってしまうのかなと思うところです。

ただ、この評価をして、この事業は良いものだとして教育委員会としてアピールをし、また、市の財政のほうにも、この事業はぜひ続けたいという、そういう資料として使っていきたいと考えております。

(別府職務管理者)

分かりました。この効率性のところに、削減ありきの項目しかないので、何かもう1つ、パッと見て分かるようなものがあったらいいのかなと感じました。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第 6，議案第10号については，提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第 6，議案第10号は，提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に，日程第 7，議案第11号，令和 6 年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第 7，議案第11号，令和 6 年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について，提案のご説明を申し上げます。

資料の35ページをご覧ください。

令和 6 年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針を別冊のとおり定めることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第 1 号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，別冊，議案第11号資料の 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針です。指宿市教育委員会は，国や県の教育行政の施策に適切に対応するとともに，心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を基本理念としております。

本市では，指宿市教育大綱と第 2 期指宿市教育振興基本計画（前期計画）に基づき，学校，家庭，地域，企業等との積極的な連携を図りながら，教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては，確かな学力，豊かな心，健やかな体の調和を重視し，小学校においては令和 2 年度から，中学校においては令和 3 年度から全面実施された新学習指導要領に則った指導の充実を図りながら，これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。

また，学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために，小中一貫教育の推進，人権教育の充実及びG I G Aスクール構想の充実・推進に努めてまいります。

小中一貫教育では，児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業，「指宿まるごと博物館」構想に基づいた指宿を学ぶ，「いぶ好き『ふるさと学』」を核とした郷土教育，小学校低学年からの外国語教育等を実施し，9年間の切れ目ない系統的・体系的な学びの中で子供たちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては，生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに，スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めてまいります。

また，スクールソーシャルワーカーを学校，家庭，地域に派遣し，関係機関とも情報をより一層共有することで，様々な課題の解決を図ってまいります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子供を育成するため、小学生による地域の事業所への訪問や中学生による職場体験学習、キャリア・スタート・ウィークを引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安全で安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては、子供たちが情報モラルを身に付け、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

中学校の部活動につきましては、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進め、生徒にとって望ましい、持続可能な部活動の推進に取り組んでまいります。

学校規模の適正化につきましては、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針の望ましい教育環境への短期的な取組である中学校再編に向けた協議を進めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めてまいります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、各学年で3学科体制となることで学科再編の効果を更に充実にさせ、より専門的で魅力ある学校づくりを進めて入学志望者の増加を図ります。

また、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど、特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めるとともに、ICP活動（いぶすき茶いっぺプロジェクト活動）を継続させ、おもてなしの心を発信してまいります。

さらに、通学が困難な地区から入学したスポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。

韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組むとともに、韓国の永化(ヨンファ)国際観光高等学校との間でホームステイ事業を実施し、語学力と国際感覚の向上を図ってまいります。

さらに、全国商業高等学校協会主催、簿記実務検定試験1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら立つ自立、自ら律する自律した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく要求課題、そして市民として必ず学習してほしい必要課題についても学ぶ生涯学習講座等の充実を図ってまいります。

また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、青少年期における体験活動の重要性に鑑み、地域で主体的に行われる青少年体験活動への助成等を行うとともに、青少年育成推進員をはじめとした指導者の育成や活躍の場づくりを行います。

さらに、学校応援団や放課後子ども教室など、地域と学校が相互に連携・協働して行う地域学校協働活動事業を推進することにより、ふるさとを自慢できる子供の育成に努めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図るとともに、家庭教育学級等の研修に係る講師を市が派遣する家庭教育講座等支援事業を推進し、学校や幼稚園、保育園、こども園、その他関係機関等と連携した家庭教育及び子育て支援の充実に努めてまいります。

子どもの読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図るため、第3次指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じた子どもの育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して、市民による芸術文化の発表と鑑賞の機会を設けます。

また、令和4年7月にオープンした市民会館を活用した文化公演の開催など、自主文化事業に引き続き取り組み、市民をはじめとする多くの方々に利用されるような管理運営に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市郷土芸能保存会等と連携し、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう、指宿市伝統文化フェスティバルの開催や研修の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用にも努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成を図るため、指宿市文化財保存活用地域計画の作成を進めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは、指宿橋牟礼川遺跡が国指定史跡となって、100年目を迎えることから、記念シンポジウムを開催して、同遺跡の重要性や最新情報を広く周知するとともに、身近な課題である火山災害について考える機会を提供することで、市民の防災意識の向上に努めてまいります。

また、同遺跡のこれまでの歴史と長年の調査により判明した新たな発見などに焦点を当てた企画展「指宿橋牟礼川遺跡国指定100年～日本の歴史を変えた先史時代のポンペイ～」や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

以上の基本理念及び基本方針に基づき、令和6年度に計画している主な施策について申し上げますので、5ページをご覧ください。

教育総務費のうち教育振興費では、教育環境検討事業、外国語指導助手招致事業、学校教育管理に係る事業、子どものサポート体制整備事業、青少年交流事業、特別支援教育支援員配置事業、小中一貫教育推進事業及びスポーツ・文化振興基金積立金等に係る事業等を実施します。

小学校費のうち学校管理費では、各小学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な経費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、各小学校の図書、教材備品の購入を行います。

学校教育振興費では、要・準要保護児童就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査・知能検査、小学校の環境検査及び児童・教職員の健康診断等を実施します。

中学校費のうち学校管理費では、各中学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な経費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、各中学校の図書、教材備品の購入を行います。

学校教育振興費では、要・準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査・知能検査、中学校の環境検査及び生徒・教職員の健康診断等を実施します。

また、中学校における持続可能な部活動の推進に取り組みます。

高等学校費のうち学校管理費では、指宿商業高等学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な経費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、指宿商業高等学校の図書、教材備品の購入、パソコン借上のほか、指宿商業高等学校活性化補助事業を実施します。

社会教育費では、生涯学習推進事業、青少年健全育成推進事業、芸術文化振興事業、文化財保護事業を実施します。

また、時遊館COCOはしむれ、市民会館、図書館及び公民館の管理運営を実施します。

保健体育費では、指宿・山川の両学校給食センターの管理運営に係る経費を予算化したほか、指宿学校給食センター大規模改修工事の設計業務委託及び給食費の一部補助を実施します。

なお、主な事業等につきましては、それぞれ費目ごとに、網掛けをしております表内にお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7、議案第11号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第7、議案第11号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第8、議案第12号、指宿市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第8，議案第12号，指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について，提案のご説明を申し上げます。

資料の36ページをご覧ください。

指宿市文化財保護審議会条例第3条第3項の規定に基づき，指宿市文化財保護審議会の委員を次のとおり委嘱したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，令和6年3月31日をもって任期満了となる，指宿市文化財保護審議会の委員としまして，現在委嘱している5名の方を再任しようとするものであります。

指宿市文化財保護審議会条例第3条第3項において，委員及び臨時委員は，学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから，教育委員会が委嘱すると規定されております。

なお，任期につきましては，指宿市文化財保護審議会条例第4条第1項の規定により，令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第8，議案第12号については，提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第8，議案第12号は，提案のとおり同意することいたします。

議事（非公開）

日程第9 議案第13号 「教育委員会事務局等の職員の任免について」・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で，本日，予定されておりました議案等については，全て終了いたしました。

8 その他

(吉元教育長)

これより，その他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和6年第3回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。